

(様式2)

## 随意契約の結果の公表

部(局)等名:商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
商工団体地域振興巡回員事業に係る業務委託	H25.5.20	平田商工会議所 出雲市平田町2280-1	3,318,546	第167条の2第1項 第2号	県内商工団体から事業提案を募集し、商工団体地域振興巡回員事業審査委員会で、企画内容を審査したうえで契約の相手方を決定することとし、その結果、当該商工団体からの企画内容が優れていると評価されたため。	中小企業課	
商工団体地域振興巡回員事業に係る業務委託	H25.5.20	桜江町商工会 江津市桜江町川戸51-1	2,230,000	第167条の2第1項 第2号	県内商工団体から事業提案を募集し、商工団体地域振興巡回員事業審査委員会で、企画内容を審査したうえで契約の相手方を決定することとし、その結果、当該商工団体からの企画内容が優れていると評価されたため。	中小企業課	
地域商業人材育成事業業務委託	H25.5.1	島根県中小企業団体中央会 松江市母衣町55-4	2,999,850	第167条の2第1項 第2号	郊外型大規模店舗の立地など厳しい状況に置かれている中心市街地等においては、商業者自らが地域商業活性化のために主体的に考え、行動することが必要である。本事業は、その担い手となる人材の育成を図り、また県内商店街・共同店舗等の地域間ネットワーク形成に資することを事業の目的とする。 島根県中小企業団体中央会は、協同組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡を事業の内容としていることから、県内商店街等の経営指導等の実績を持ち、商店街等の人材育成において求められる効果的な講義内容の設定等を行うことができるとともに、多くの商店街等に効率的に事業の周知を行うことも可能である。 また、同中央会は島根県全域を対象とした組織であり、この度の事業の対象範囲である島根県全域をカバーしていることから、この事業の委託先は同中央会以外には考えられない。	中小企業課	
県有特許に係る委託開発業務	H25.5.10	非公開	1,995,000	第167条の2第1項 第2号	特許技術の事業化を目的とする業務であり、かつ本業務にかかる秘密保持契約について、既に今回の契約相手方と締結済みであるため	産業技術センター	
有機フレキシブルエレクトロニクスに関する技術調査業務	H25.5.29	株式会社 三菱化学テクノリサーチ 東京都千代田区麴町6丁目6番地	1,995,000	第167条の2第1項 第2号	公募及び審査委員会の結果による	産業技術センター	